

市税の納付状況の確認に係る同意書兼誓約書

令和 年 月 日

(宛先) 長野市長

住 所
代表者氏名 印
連絡先(電話)
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の職氏名〕

私は、長野市先端設備等導入支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の申請に当たり、下記の事項その他長野市先端設備等導入支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の規定、長野市先端設備等導入支援事業補助金要領(以下「要領」という。)並びに法令等の規定を遵守することを宣言するとともに、下記の同意事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。

なお、下記の事項その他要綱及び要領の規定及び法令等の規定を遵守しなかった場合、偽りその他不正な手段により本補助金の交付を受けた場合その他市長が適当でないと認める場合において、本補助金の交付決定を取り消され、本補助金が交付されず、又は交付された補助金を返還することについて、異議は申し立てません。

記

1 同意事項

長野市が市税について確認すること。

2 誓約事項

- (1) 代表者、役員又は従業員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団関係者(長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)ではないこと及び運営又は経営に暴力団員又は暴力団関係者が参画していないこと
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (3) 交付対象事業に係る営業所等が提供する役務等は、政治的なもの又は公序良俗に反するものでないこと。
- (4) 本補助金の対象経費として申請した経費は、他の補助金、助成金、支援金、委託費等の対象経費として既に申請し、又は交付を受けておらず、今後も他の補助金、助成金、支援金、委託費等の対象経費として申請し、又は交付を受けないこと。
- (5) 申請した営業所等や補助事業に係る施設は、開発許可や建築確認といった都市計画法等関係法令に抵触しないことをあらかじめ確認していること。
- (6) 本補助金の事業完了後、5年間は補助の対象となった機器等を市外へ移設する予定はないこと。
- (7) 本補助金の事業完了後、5年間は市が本補助事業に係る取組の広報に協力すること。
- (8) 本補助金の事業完了後、5年間は補助の対象となった営業所等を市外へ移設する等、本誓約に反し不適正な利用をした場合は、市の求めに応じて補助金を返還すること。

以上